

入札説明書

宮崎県総合政策部総合交通課が行う以下の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

J R 日南線利用実態調査委託業務仕様書に基づく調査業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この条件付一般競争入札に参加する資格を有する者は、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年1月26日告示第93号）第2条に規定する資格を有し、営業種目がその他（調査・研究・検査）に登録されており、かつ、入札公告日において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けているものは、申立てがなされていない者とみなす。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出場所

宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電話：0985-26-7037 FAX：0985-24-1383

(2) 提出期限

令和4年9月9日 午後5時

(3) 提出方法

持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話：0985-26-7037 FAX：0985-24-1383

- (2) 期間：令和4年8月29日から令和4年9月9日まで
(土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所：宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当
(2) 期間：令和4年8月29日から令和4年9月9日まで
(土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札と開札

- (1) 入札及び開札の場所並びに日時
場所：宮崎県庁本館3階 総合政策部会議室
宮崎市橋通東2丁目10番1号
日時：令和4年9月16日 午前9時30分
- (2) 入札に参加するものは、入札書（別紙様式2）を持参により提出しなければならない。
電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の指名又は名所若しくは商号（法人の場合は代表者の職指名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公平に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。
- (7) 入札金額は、別添仕様書に記載した調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度入札は1回とする。
- (10) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法第167条の2第1項第8号により最低額の入札者と随意契約を行う。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則第100条の規定による。
- (2) 契約保証金
契約保証金については、宮崎県財務規則第101条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は

再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けたものが行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部総合交通課 地域交通担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号：0985-26-7037

11 関係書類の作成、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

入札者は、入札後、入札通知等について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。